

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度 (令和5年10月変更)
計画主体	足寄町

足寄町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 : 足寄町役場経済課林業振興室
所在地 : 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
電話番号 : 0156-28-3862
FAX番号 : 0156-25-5706
メールアドレス : ringyou@town.ashoro.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・タヌキ・キツネ・アライグマ・ハシボソカラス・ハシブトカラス（以下、カラスと表記）・キジバト・ドバト
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	足寄町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
エゾシカ	小麦	33.12 ha 6,489 千円
	大豆	6.30 ha 1,782 千円
	小豆	17.49 ha 10,838 千円
	その他豆類	3.77 ha 2,859 千円
	ばれいしょ	0.36 ha 366 千円
	ビート	22.13 ha 16,051 千円
	にんじん	0.20 ha 524 千円
	スイートコーン	1.67ha 618 千円
	ふき	0.03 ha 3 千円
	牧草	201.26 ha 45,063 千円
	デントコーン	26.85 ha 12,845 千円
	小計	313.18 ha 97,438 千円
ヒグマ	小麦	4.22 ha 827 千円
	ビート	3.03 ha 2,198 千円
	スイートコーン	0.69 ha 70 千円
	デントコーン	11.08 ha 5,301 千円
	小計	19.02 ha 8,396 千円
キツネ	大豆	0.60 ha 170 千円
	その他豆類	0.80 ha 607 千円
	ビート	1.10 ha 798 千円
	にんじん	0.20 ha 524 千円
	スイートコーン	0.90 ha 541 千円
	デントコーン	0.50 ha 239 千円

	小計	4.10 ha	2,879 千円
タヌキ・アライグマ	配合飼料	100 kg	5 千円
	小計	100 kg	5 千円
カラス・キジバト・ドバト	スイートコーン	1.69 ha	2,671 千円
	デントコーン	0.10 ha	48 千円
	牛	2 頭	400 千円
	牧草ラップ	200 個	1,800 千円
	配合飼料	1,180 kg	65 千円
	小計	1.79 ha	4,984 千円
	合計	338.09 ha	113,702 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカによる被害は、牧草・ビート・デントコーン・小豆・小麦の食害が大部分を占め、発生時期は3月末から10月までとなっており、町内全域にわたって発生している。

ヒグマによる被害は、デントコーン・ビート・小麦の食害及び踏み荒らしで、発生時期は4月～11月までとなっており、上足寄・上螺湾地区において被害が多く、増加傾向にある。

キツネ・タヌキによる被害は、ビート・コーン類への食害が毎年7月～9月に発生しており、配合飼料の食害は年間を通して発生している。また、疥癬症が広がっており、牛舎に侵入することにより仔牛への疥癬被害も発生している。

カラス・キジバト・ドバトによる被害は、コーン類並びに家畜への被害が発生しており、発生時期は1年中となっている。

アライグマによる被害は報告されていないが、捕獲数は年々増加している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
エゾシカ	被害額	97,438 千円	87,694 千円	10%減
	被害面積	313.18 ha	281.86 ha	10%減
ヒグマ	被害額	8,396 千円	7,556 千円	10%減
	被害面積	19.02 ha	17.11 ha	10%減
タヌキ・アライグマ	被害額	5 千円	4 千円	10%減
	被害面積	0.10 ha	0.09 ha	10%減
キツネ	被害額	2,879 千円	2,591 千円	10%減
	被害面積	4.10 ha	3.69 ha	10%減
カラス・キジバト・ドバト	被害額	4,984 千円	4,485 千円	10%減
	被害面積	1.79 ha	1.61 ha	10%減
計	被害額	113,702 千円	102,330 千円	10%減
	被害面積	338.19 ha	304.36 ha	10%減

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	ハンターによる銃器及びわな（はこわな、くくりわな）による捕獲。電気牧柵、爆音機等の設置	夜間に出没することから銃による捕獲が困難なため、わなによる捕獲技術の向上と推進を図る。
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ侵入防止柵の設置	河川と道路からの侵入防止対策とエゾシカ侵入防止柵の維持管理の徹底が必要である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農林業に被害を及ぼす有害鳥獣の生態を研究するとともに、侵入防止柵の徹底的な維持管理を行う。また、時間や場所に影響されない捕獲可能なわな等の充実を図り、ハンターの技術向上による捕獲対策を併用することで、被害を最小に抑える。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業被害を最小限に抑えるため、役場及び農業関係団体並びに北海道猟友会足寄支部が連携し農林業被害情報等を共有すると共に捕獲体制の充実を図る。捕獲従事者には万一の事故に備えてハンター保険等の経費を町が負担し、捕獲従事者の保護に務め、関係法令及び狩猟ルールへの遵守を徹底する。
また、被害状況や安全面等を十分に考慮し、必要に応じて銃所持10年未満の実施隊員にもライフル銃を所持させ捕獲することを検討する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 令和5年度 令和6年度	エゾシカ・ヒグマ・タヌキ・キツネ・アライグマ・カラス・キジバト・ドバト	被害発生状況の調査。また、狩猟担い手の育成、確保のために、講習会への参加支援による狩猟免許等の取得推進を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入

する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲頭数は自然環境、気象条件により左右されるため安易な設定はできないが、農林業被害、鳥獣の生息数等を勘案し、過去の捕獲数に基づき設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	2,000頭	2,500頭	2,500頭
ヒグマ	30頭	30頭	30頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
キツネ	150頭	200頭	200頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カラス・キジバト・ドバト	350羽	550羽	550羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
エゾシカについては、一般狩猟期間も含め通年で全町を対象に銃器及びくくりわなによる捕獲を実施し、また必要に応じて鳥獣保護区である九州大学北海道演習林内での捕獲を行う。 ヒグマ、タヌキ、キツネ、アライグマ、カラス、キジバト・ドバトについては、銃器及びはこわなによる捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカについては、長年の捕獲により警戒心が強く容易に近づくことができないことから、被害状況及び安全面等を十分考慮し、必要に応じて散弾銃所持10年未満の実施隊員にもライフル銃を所持させ捕獲することを検討する。

なお、使用に当たっては有害鳥獣駆除期間（3月～10月）のみとし、複数人で実施し見通しが良い安全な場所のみとする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
足寄町	エゾシカ・タヌキ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	自然災害等により被害を受けた侵入防止柵の補修	自然災害等により被害を受けた侵入防止柵の補修	自然災害等により被害を受けた侵入防止柵の補修

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 令和5年度 令和6年度	エゾシカ・ヒグマ・タヌキ・キツネ・アライグマ・カラス・キジバト・ドバト	侵入防止柵の管理徹底、電気柵の設置、爆音機等を活用した追い払いの実施。またヒグマ被害防除のため、電気柵の設置や農畜産物及びエゾシカの残滓、生ゴミなどのヒグマを誘引する原因となるものの管理を徹底する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
足寄町	住民への周知及び鳥獣被害防止対策実施隊（猟友会足寄支部）への出動並びに捕獲活動依頼。
十勝総合振興局	有害鳥獣出没情報の共有。
本別警察署	有害鳥獣出没情報の共有、住民への指揮、誘導。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民からの通報	→ 出動依頼 鳥獣被害防止対策実施隊
	→ 防災無線 住民周知
	→ 電話連絡 本別警察署、十勝総合振興局

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有効利用後、一般廃棄物処理場で適正に処分する。ただし、地形的要因等により持ち帰りが困難な場合に限り現地に埋設する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカ肉の利活用は、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理を行い安全性を確保し、安心な付加価値の高い食肉としての流通を図る。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	足寄町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
足寄町	協議会の運営
足寄町農業協同組合	農業者への指導及び調整と被害情報収集
足寄町農民同盟	農業者の意見徴収及び調整
十勝農業改良普及センター 十勝東北部支所	農業者への指導及び調整
十勝農業共済組合北部事業所	農業共済制度による被害情報の提供
十勝東部森林管理署	国有林野の被害情報の提供と協力
北海道猟友会足寄支部	捕獲指導及び捕獲の実施
九州大学北海道演習林	エゾシカの生態と捕獲方法の研究
足寄町森林組合	民有林被害情報の提供と森林整備指導及び調整
足寄町農協鹿策管理運営協議会	エゾシカ侵入防止柵の維持管理
足寄町西部地区鹿柵管理運営協議会	エゾシカ侵入防止柵の維持管理
足寄町エゾシカ有効活用研究会	エゾシカ捕獲事業に対する指導と助言
NPO法人EnVision環境保全事務所	エゾシカ捕獲事業に対する指導と助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

足寄町鳥獣被害防止対策実施隊（北海道猟友会足寄支部会員を委嘱） 平成23年11月1日設置 （隊員50名（農林業者29名、その他21名 令和3年4月現在））

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。